第二項第一号中「時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第五条第一項及び第四十四条に規定する」に改め、同項第二号中「帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する」に改める。

別表第一号中「動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第四条第一項に規定する」に改める。

別表第三号中「画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項（第三十二条、第四十八条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

別表第四号中「時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第五条第一項及び第四十四条に規定する」に改め、同表注4中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）」を「デジタル放送の標準方式」に改め、同表別記注1中「マルチメディア放送の標準方式第4章に定める」を「デジタル放送の標準方式第4章に定める」に、「マルチメディア放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同別記注2、注4及び注6中「マルチメディア放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改める。

別表第五号中「帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する」に改める。

○総務省告示第四百五十一号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第八条第一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百二号（スクランブルの方式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

第一項第三号中「第一節に規定する」を「第一節及び第二節に定める」に改める。

○総務省告示第四百五十二号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百三号（ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

別表第二号別記第３⑴中「に規定する」を「及び第４章第１節に定める」に改め、同別記⑵中「に規定する」を「及び第４章第２節に定める」に改め、同表別記第４注１中「に規定される」を「及び第４章第２節に定める」に改め、同別記注２中「に規定される」を「及び第４章第２節に定める」に改める。

○総務省告示第四百五十三号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百四号（ＴＭＣＣ情報の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

１中「第二章及び第三章に規定する」を「第二章から第四章第二節までに定める」に改める。

別表第一号中「第２章及び第３章に規定する」を「第２章から第４章第２節までに定める」に改める。

○総務省告示第四百五十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注21ただし書の規定に基づき、無線設備規則別表第一号注21ただし書の規定に基づく移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十二年総務省告示第百七十四号（極微小電力でマルチメディア放送を行う放送局の設備の条件等を定める件）は、廃止する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

一　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第四章第一節及び第二節に定める放送を行う地上基幹放送局

1　送信設備

電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象として他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局（標準方式第四章第一節及び第二節に定める放送を行うものに限る。）の送信設備であって、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの（単一周波数ネットワーク（無線設備規則別表第一号注51に規定するものをいう。）を構成しないものを除く。）

2　技術的条件

周波数の許容偏差

二〇kHz以内であること

二　標準方式第四章第三節に定める放送を行う地上基幹放送局

1　送信設備

電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送を行う地上基幹放送局（標準方式第四章第三節に定める放送を行うものに限る。）の送信設備

2　技術的条件

周波数の許容偏差

五〇〇Hz以内であること

○総務省告示第四百五十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

一　開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して放送局設備供給役務（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務をいう。以下同じ。）の提供を行う放送局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

二　周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1　当該特定基地局に使用させることとする周波数は、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数とする。

2　前号に規定する周波数を当該特定基地局に使用することができる区域は、次に掲げる区域とする。

㈠　九九MHzを超え一〇三・五MHz以下の周波数にあっては、東北広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第三の１の㈠エにおける区域をいう。以下同じ。）、東海・北陸広域圏（同㈠カにおける区域をいう。以下同じ。）及び中国・四国広域圏（同㈠キにおける区域をいう。以下同じ。）

㈡　一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数にあっては、近畿広域圏（基幹放送普及計画第三の１の㈠ウにおける区域をいう。以下同じ。）、関東・甲信越広域圏（同㈠オにおける区域をいう。以下同じ。）、九州・沖縄広域圏（同㈠クにおける区域をいう。以下同じ。）及び北海道

三　当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1　当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域の世帯カバー率（当該区域の世帯数（平成二十二年の国勢調査の結果による世帯数とする。以下同じ。）のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下「放送対象地域における世帯カバー率」という。）が、近畿広域圏及び関東・甲信越広域圏においては百分の八十以上、東海・北陸広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道においては百分の七十以上、東北広域圏及び中国・四国広域圏においては百分の六十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。